

宮崎県広報紙への広告掲載の取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、宮崎県が発行する広報紙「県広報みやざき」（以下「県広報みやざき」という。）に掲載する民間企業等の広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「広告」とは県広報みやざきに広告を掲載することができる旨の承認を受けた者（以下「広告主」という。）が、広告として表示するものをいう。

（広告の掲載内容等）

第3条 広告は、県広報みやざきとしての公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとするとともに、県が提供する情報と誤認されることがないように明確に区別して掲載することとし、その位置及び規格等は、県が別に定める。

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- （1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種又は事業者
- （2） 消費者金融に関する業種又は事業者
- （3） たばこに関する業種又は事業者
- （4） ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
- （5） 法令に定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
- （6） 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けている事業者に関する業種又は事業者
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっている業種又は事業者
- （8） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する業種又は事業者
- （9） 各種法令に違反している業種又は事業者
- （10） その他県広報みやざきに広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

（掲載基準）

第5条 広告の内容が次の各号いずれかに該当するときは、掲載することができない。

- （1） 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2） 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3） 政治性又は宗教性があるもの
- （4） 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- （5） 社会的な主義主張や個人の氏名を掲載するもの

- (6) 第三者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 消費者の利益の確保及び公正な競争を妨げるおそれのある次のいずれかの表現を含むもの
 - ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる不当表示（合理的な根拠を示すことができない場合は、不当表示とみなす。）
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
 - ウ 著しく射幸心をあおる表現
- (9) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項各号に掲げる事項を調査するため、県は必要に応じて広告主に資料の提供を求めることができる。

（広告の掲載単位）

第6条 広告を掲載する単位は、県広報みやざきの発行号単位とする。

（広告の募集方法）

第7条 広告の募集は、県と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

（広告取扱業者の選定）

第8条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札に関し、必要となる事項は、県が別に定める。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告の掲載を希望する者は、宮崎県広報紙広告掲載申込書（別記様式第1号）により、広告の掲載を広告取扱業者に申し込むものとする。

- 2 広告取扱業者は、前項の申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定により審査を行うとともに、掲載の可否について宮崎県広報紙広告掲載協議書（別記様式第2号）及び役員の一覧表（別記様式第3号）により県と協議し、承認を得なければならない。
- 3 県は、前項の規定により広告掲載について協議があった場合は、掲載の可否を検討し、その結果を宮崎県広報紙広告掲載協議結果通知書（別記様式第4号）により、広告取扱業者に対して通知するものとする。

（広告掲載の優先順位）

第10条 広告取扱業者は、地域性、公共性の高い広告掲載を優先させるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 1 条 広告取扱業者は、広告原稿を第 5 条の規定により作成し、県が指定した日まで
に、県が指定した場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担する。

3 県は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が第 5 条の規定に反すると判断
した場合は、広告主又は広告取扱業者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 1 2 条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告取扱業者が定める。

2 広告主は、広告取扱業者が定める手続きに従い、広告取扱業者に広告掲載料を支払う
ものとする。

(広告掲載の取消し)

第 1 3 条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告掲載の決定を取り消
すことができる。

(1) 第 1 1 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されない場合

(2) 第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断した場合

2 県は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、広告掲載取消決定通知書（別
記様式第 5 号）により、広告取扱業者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告主の責務)

第 1 4 条 広告主は、広告及び広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負
うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行
為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担
において解決しなければならない。

(協議)

第 1 5 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者、
及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 1 6 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、宮崎地方裁判所に提訴するものと
する。

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に
定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号（第9条関係）

宮崎県広報紙広告掲載申込書

年 月 日

殿

住所

氏名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入のこと）

宮崎県広報紙「県広報みやざき」に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。申込みにあたっては、宮崎県広報紙への広告掲載の取扱いに関する要綱及び宮崎県広報紙への広告掲載の取扱要領の内容を遵守すること、県税の滞納がないこと並びに消費税等に係る未納がないことを誓約します。

記

1 広報紙に掲載する広告の内容

(1) 掲載希望（掲載は、県広報みやざき発行号単位）

年 月号

(2) 広告の内容（広告の内容案を記入若しくは添付）

2 連絡先（担当者氏名、部署、電話、FAX、E-mail）

3 添付資料

・会社概要、業種等が分かる資料並びに役員の氏名（ふりがな）、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

宮崎県広報戦略室長 殿

広告取扱業者名

代表者名

印

宮崎県広報紙広告掲載協議書

このことについて、宮崎県広報紙への広告掲載の取扱いに関する要綱第 9 条第 2 項の規定により、別添、広告申込書のとおり広告掲載について協議します。

様式第3号（第9条関係）

※収集した情報については、本業務の目的以外には一切使用しません。

役 員 の 一 覧 表

[illegible]

○本様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。

年 月 日

住 所

法人名

代表者職氏名

記入責任者	職・氏名	
連絡先	電 話	()

様式第4号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

広告取扱業者 殿

宮崎県広報戦略室長

宮崎県広報紙広告掲載協議結果通知書

年 月 日付けで協議のあった標記については、宮崎県広報紙への広告掲載の取扱い
に関する要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり承認します（承認しません）。

記

※承認する場合

1. 広 告 主

2. 広告掲載号

※承認しない場合

1. 広 告 主

2. 承認しない理由

文 書 番 号
年 月 日

殿

宮崎県知事

広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで提出のあった宮崎県広報紙「県広報みやざき」に掲載を希望する広告については、下記のとおり取り消すこととしましたので、通知します。

記

- 1 取消しの対象となった広告
- 2 取消しの理由